

当院ご利用の患者様へ

## 院外処方せんの発行について

近年、急速な高齢化と疾病構造の多様化にともない、複数の医療機関受診による処方薬の重複や相互作用、市販薬との飲み合わせによる副作用が心配されています。

より質の高い医療サービスの提供のため厚生労働省では、その対応として医療機関から直接くすりを受け取る方法ではなく、患者様にかかりつけ薬局(保険薬局)を決めていただき、医療機関が発行する『院外処方せん』をかかりつけの保険薬局で調剤してもらう方法(医薬分業)を推進しています。

これまで、岸本医院では、全ての患者様への院外処方せん発行について、何度も検討を重ねてまいりました。

- 政府の推進するジェネリック医薬品の選択が患者様のご希望で可能なこと。
- 他科処方薬も含めた薬歴管理により、くすりの重複・飲み合わせ・副作用を減らすことが可能になること。
- 院内で 300 種類の薬剤を使用してきましたが、院外では 1000 種類以上の多種多様の薬剤の選択が可能になり、治療に有益なこと。

これらの利点を重視し、

**平成 28 年 4 月 1 日より、全面的に、『院外処方せん』を発行**することと致しました。

『院外処方せん』発行当初は、待ち時間延長などご迷惑をおかけすることがあるかも知れませんが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。なおご不明な点につきましては、ご遠慮なくお尋ね下さい。

岸本医院 院長